

令和4年 第2回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和4年2月18日(金) 14時00分～16時30分
場 所	阪南市役所第3・4会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子 委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 生涯学習部理事 神 藤 直 樹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 学校教育課長 丹 野 恒 中央公民館長 伊 藤 典 明 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 学校教育課長代理 石 原 慎 学校教育課長代理 濱 野 直 樹 学校教育課長代理 岩 水 綾 子</p>
事務局	教育総務課主査 中 山 直 子
書記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和4年第2回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に辻委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和4年第1回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和4年第1回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆協議事項第1号「阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例(案)について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例(案)について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

今回の条例制定は、阪南市地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、阪南市指定管理者選定委員会を設置するための措置である。令和4年第1回定例会(3月議会)で提案し、施行期日は公布の日とする。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆協議事項第2号「和解することについて」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第2号「和解することについて」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

今回の提案は、小学校教育用コンピュータ機器の賃貸借契約一部解除に伴い、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるための措置で、令和4年第1回定例会（3月議会）で提案する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

市にとって、契約解除損害金を払ってまで和解するメリットはあるのか。

(教育総務課参事)

契約解除損害金は、後年度支払う契約をしていたリース料相当額を一括で支払うもので、これによりリースの金利分と保守業務費用分が不要となり、トータルで約370万円の効果額が見込めるほか、市が所有権を得た機器を令和4年度に売り払う予定としており、令和4年度当初予算において74万円の物品売払収入を計上している。また、各校で支援学級数の増や留守家庭児童会の活動場所の不足により教室の数が充足していない状況の中、空いたコンピュータ教室を他用途に転用できるという利点もある。

(教育長職務代理人)

メリットがあるのは理解したが、契約解除損害金は公金である。市の財政難で様々なものを節減している中、このような事態を生じさせるということ自体、あってはならないことである。そのため、効果額が見込まれること、機器の所有権が市に移転した後は売払予定であることも含めて市議会に説明した方がよいのではないか。

(教育総務課参事)

契約の相手方と和解する条件について議決を得るため、市議会に提案するものであるが、そこに至るまでの経緯も含めて説明したいと考える。

(教育長)

本来は、二重投資にはならないよう施策を実施するものだが、ファイナンスリース契約締結後の令和元年12月に急遽、国がGIGAスクール構想を提示し、その後の新型コロナウイルス感染症拡大により実施が加速したために、このような結果となった。そういった背景を説明すれば市民理解も得られやすいだろう。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第2号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆議決事項第1号「阪南市教育委員会公印規則の一部改正（案）について」（教育総務課）

（教育長）

議決事項第1号「阪南市教育委員会公印規則の一部改正（案）について」教育総務課の説明を求める。

（教育総務課長）

幼稚園統合に伴い閉園する幼稚園の公印を廃止するのに伴い、本規則を改正する。施行期日は、令和4年4月1日とする。

資料に基づき、説明する。

（教育長）

昨今は押印廃止の動きが進んでいるが、学校園の公印に関してはどうか。

（教育総務課長）

本市では市民の方から提出される書類への押印については廃止の方向で進んでいるが、公印廃止の動きはない。

（教育長）

他に、意見、質問等はないか。

（全員）

意見等なし。

（教育長）

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」（教育総務課）

（教育長）

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

（教育総務課長）

令和4年1月4日から1月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した1件について、報告する。

令和4年3月18日から26日にかけて実施される、公益社団法人泉南青年会議所主催「卒園式思い出創造プロジェクト」である。令和4年4月に新設される認定こども園に統合されるなどにより閉園・閉所となる、尾崎幼稚園・朝日幼稚園・尾崎保育所の修了式や閉園式・閉所式の際に、花で彩ったパネルを設置し、その前で写真撮影することで 思い出をつくってもらおうというものである。

以上の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

（教育長）

こういった事業の後援名義申請は初めてか。

（教育総務課長）

今回が初めてである。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆**報告事項第2号「阪南市立学校のあり方検討委員会公募委員選考委員会設置要綱の制定について」(教育総務課)**

(教育長)

報告事項第2号「阪南市立学校のあり方検討委員会公募委員選考委員会設置要綱の制定について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

本選考委員会は、阪南市立学校のあり方検討委員会の公募市民3人の選任について、選考を適切に行うため、設置したものである。

「あなたが思う阪南市立学校のあり方について」というタイトルの論文を添えての応募であったが、委員定員3人のところ4人の方からの応募があった。論文の評価に基づき、公募委員の候補者は既に決定した。

要綱の内容について、資料に基づき説明する。

(教育長)

ただいまの報告受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆**報告事項第3号「令和3年度第1回阪南市子ども・子育て会議について」(教育総務課)**

(教育長)

報告事項第3号「令和3年度阪南市子ども・子育て会議について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和4年1月21日に開催された令和3年度第1回阪南市子ども・子育て会議について、報告する。

議題は、(1) 特定教育・保育施設における利用定員の設定について、(2) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画の変更について、(3) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について、(4) その他、であった。

議題(1)で諮った利用定員とは、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画や施設の実態等を参酌して設定する運用上の定員で、施設型給付費の支払等に用い、施設認可時の認可定員とは異なる。本年4月から私立桃の木台幼稚園とさつき

台幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行することに伴い、定める必要が生じたものだが、各園の利用定員は原案どおり各74人となったことを報告する。議題(2)は、議題(1)で定めた利用定員数の設定により、桃の木台幼稚園・さつき台幼稚園の定員を認可定員数から利用定員数に変更したことによる「確保方策」数を修正するものであるが、修正後も量の見込の約2倍の数が確保されているため、概ね影響はないものとする。会議でも質疑等は特になく、了承された。議題(3)の資料は、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に位置付けた基本目標ごとの取組事業について、令和2年度の実績を取りまとめたものに、子ども・子育て会議委員からいただいた意見・指摘事項とその対応状況を加えたもので、子ども・子育て会議で点検・評価を行い、今後の施策の改善につなげるため、議題としたものである。詳細については、資料のとおりである。議題(4)その他では、阪南市子育て拠点再構築方針における第1ステージの進捗状況について、特に、令和4年4月に開設し、社会福祉法人夢らんど二田が運営する幼保連携型認定こども園の竣工が間近であることなどが説明された。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

議案(3)にかかる資料に記載の各事業について問う。資料3「令和2年度第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画の施策・事業等にかかる実績等取りまとめ表(案)」、「子ども・子育て支援事業における基本目標ごとの取組」において、①No.31「公園維持管理事業」、遊具の点検は毎年行っているか。②No.32「こんにちは赤ちゃん事業」、対象者数229人に対し訪問者数が211人となっているのはなぜか。③No.55「子育て講座」・No.57「赤ちゃん相談」・No.59「家庭訪問事業」・No.63「つどいの広場事業」などは、子育てのための重要な事業であり、ぜひ継続していただきたい。次に、「ひとり親家庭等自立促進」事業において、④No.7「保育所等保育の提供」、年度途中で待機児童が発生しやすい状況にあるのはなぜか。資料4「子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策及びその実績」、⑤No.1「幼児期の学校教育・保育」・1号認定・「量の見込み」、令和2年度の476人から令和6年度の341人まで漸減していく状況は変わらないのか。参考資料のその他、⑥「旧尾崎中学校の校舎の利活用について」、運営事業者から様々な提案があり、協議しているとのことだが、具体的な動きはあるのか。

(教育総務課長)

順次お答えする。①遊具の点検は毎年行っている。②差分の18人の内訳は、訪問前転出5人、入院などの他機関管理6人、保健センターでの面談5人、4カ月児健康診査2人である。③ご指摘の全ての事業は、今後も継続して実施する予定である。④年度途中で育休復帰をする人などが保育所入所の申込を行うため、特に0・1・2歳児については、待機児童が発生しやすい状況である。⑤現時点では、量の見込みを変更する事情はないが、令和4年度は計画の中間見直しの年度となるため、実績を踏まえて変更する可能性はある。⑥市はこれまで、令和4年4月の認定こども

も園の開園に向け、施設整備面では主に新園建設部分について、運営事業者と協議を重ねてきた。旧尾崎中学校の校舎部分については、運営事業者が部屋の割り振りを定めた段階であると聞いている。

(教育長職務代理者)

就学前児童の施策を充実させることが、人口流入にもつながっていくので、引き続きよろしく願います。旧校舎という地域資源を活かすことで、新園も活気づくと思う。今後は、市と運営事業者との協議もそちらの方へシフトして行ってほしい。

(鎌田委員)

4月に新設される園の名称は、「(仮称)」とあるのを除いたのが、正式なものとなるのか。また、初年度どれぐらいの園児が入園する予定か。

(教育総務課長)

新園の名称は、「飛鳥ゆめ学舎」で決定とのことである。幼稚園部分の1号認定こども、保育所部分の2号・3号認定こども、いずれも職員配置に対して目一杯入園予定とのことである。

(教育長)

新園は民間の事業者が運営するが、公立の尾崎幼稚園と尾崎保育所が統合して開設されるものであるということを忘れずに、子どもたちの園生活が順調にスタートできるように、見守っていきたい。また、子ども・子育て会議は、条例で「児童福祉その他の市が実施する子どもに関する施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議し、」と規定されており、18人もの委員から意見をいただける場である。そのことを再度認識し、今後必要が生じたら活用することも考えたい。

(八田委員)

資料3のNo.4「思春期関係健康教育」の喫煙防止教育や性教育は、健康増進課が講師を派遣した状況だけでなく、実際に実施した学校数を、行政の枠組みを超えて公表していただきたい。また、様々な子どもの貧困対策事業が実施されているが、No.14「ファミリーサポート利用料の減免」のように、対象者に対して利用者が少ないのは、支援を受けることへの偏見のために受給に至らない、というのも原因の一つではないか。支援を受けることは恥ずかしいという認識があつて我慢した結果、最悪の事態に陥ってしまうということも考えられる。暖かい眼差しで、長く続ける必要があると感じた。

(教育長)

以上のご意見を反映させ、今後も進捗管理を行ってほしい。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

**◆報告事項第4号「阪南市立学校給食センターの改修及び給食事業の再構築について」
(学校給食センター)**

(教育長)

報告事項第4号「阪南市立学校給食センターの改修及び給食事業の再構築について」学校給食センターの報告を求める。

(学校給食センター所長)

本市の学校給食センターは、経年により老朽化が進み、解決すべき課題が数多く存在する。一方で、教育現場において、子どもたちが学校給食を通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育に取り組んでいくことがこれまで以上に重要となっている。そのため、学校給食共同調理場において市内小中学校の児童生徒の給食を集中的に調理・管理することが、給食内容の充実と食育の推進に効果的であると考え、今回、本市の学校給食センターの改修に併せて、給食事業の再構築を行おうとするものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

本件について、いくつか要望する。①常に安全安心で、衛生的な施設であること。②災害時でも活用できるようにすること。例えば、停電時も3日程度は炊飯等ができ、おにぎり1万個程度の炊き出しができるようにすること。敷地内に防災用備蓄倉庫を備えること。屋外にかまどベンチなどを設置すること。③アレルギー対応施設であること。④SDGsの観点から、残飯等の生ごみをバイオマスとして活用できるようにすること。⑤水産業・農業・畜産業・食品加工業等の地場産業と連携し、地産地消に努めること。⑥荷物運搬用のキャスターを食缶等の運搬ワゴンに転用することがないようにすること。⑦改修には、現在従事している職員等の意見も取り入れ、快適な職場環境とすること。

(学校給食センター所長)

順次お答えする。①改修後は厨房等をドライ方式に転換し、空調設備も新設するなど、今後も安全・安心の給食を安定的に提供できるよう、心がけていく。②防災機能については、災害時に炊き出し可能となるような施設の整備を検討している。③現在、デリバリー方式の中学校給食ではアレルギーの種類に応じた給食を4種類から選択できる一方、学校給食センターで調理している小学校給食では、原因となるアレルゲンの食材を取り去り、味を調べて提供する除去食で対応している。改修後はアレルギー対応食の提供ができるよう検討している。④残飯や生ごみを再利用できるような施設整備ができるか、リサイクルの循環の仕組みについても研究し、検討していく。⑤本市は大阪湾に面し、尾崎、西鳥取、下荘という3漁協があるため、以前からたこやあなごなどの海産物を給食に取り入れている。また、畜産物についても、本市のブランド牛であるなにわ黒牛を給食に取り入れるなど、地産地消に取り組んでいる。しかしながら、野菜については、数量の確保及び安全性の観点から、給食への提供が難しいことをご理解いただきたい。⑥一部の小中学校において、給食配膳員が各学年・クラスに配膳するのに、ワゴンでの配膳を補うため、い

わゆる台車で運搬しているようだが、改修後はその状態を解消したいと考えている。
⑦改修後は厨房のドライ方式化と空調施設の新設を予定しており、今まで以上に快適な職場環境になるものと考えている。また、提案された改修内容を検討し、必要に応じて現場の意見を伝えていく予定である。

(教育長)

学校給食センターの施設や設備が老朽化する中でも、安全安心で美味しい給食を提供してくれている調理員の皆さんと、長年の懸案事項であった学校給食センター改修の道筋をつけた各市職員に、改めて感謝する。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱の一部改正について」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第5号「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱の一部改正について」学校教育課の報告を求める。

(岩水学校教育課長代理)

勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱の一部を改正したので、報告する。施行日は令和4年4月1日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

教育職員の働き方改革が謳われるようになって久しいが、なかなか改善しないというのが現状である。統合型校務支援システムの活用により、働き方改革がさらに進むことを願う。また、学校管理職は教育職員の勤務状況等に引き続き留意していただきたい。

(岩水学校教育課長代理)

時間外労働の時間や業務内容は管理職が把握し、時間外労働が多くなっている職員に対して声を掛けたり、業務の配分を考慮したりするようにしている。今後は校務支援システムで管理することで、時間外勤務時間は自動で集計されるようになり、管理職は職員の日々の勤務時間や業務内容を把握しやすくなる。管理職に対しては、職員の状況把握に一層努め、さらなる業務改善を図るよう、引き続き指導していく。

(教育長)

教育職員の厳しい労働実態がある中、教育委員会事務局として何ができるのかともどかしく感じていたが、市にとって財政的負担が大きい統合型校務支援システムの導入が実現できたのは、GIGAスクール構想の大きな成果の一つである。これ

で教育職員の働き方改革を推進する手段を得ることができたが、令和4年度から本格的に稼働させるにあたり、今は教育委員会事務局も含めてその準備が大変なようだ。早く軌道に乗って働き方改革が前進することを願っている。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「阪南市立小中学校事務共同実施事業に関する要綱の制定について」 (学校教育課)

(教育長)

報告事項第6号「阪南市立小中学校事務共同実施事業に関する要綱の制定について」学校教育課の報告を求める。

(岩水学校教育課長代理)

事務の共同実施の目的や取扱い事務を明確化することにより、共同実施をより推進するための要綱を制定したので、報告する。

本市では、事務の共同実施は令和2年度から鳥取中学校を拠点校として、鳥取中学校区で行っている。それにより、学校内の業務の精査・見直しを行い、教員が担っている業務の一部を事務職員が支援することで教員の業務負担の軽減を図るとともに、教員の子どもと接する時間や授業改善に取り組む時間などを確保することで、教育の質を向上させることをめざしている。また、小中学校各校の事務職員が事務処理を協力・サポートできるよう相互支援体制を構築し、事務処理の標準化や統一化を行うなど、事務職員の業務改善にも取り組んでいる。将来的には全中学校区で事務の共同実施を行う予定としている。要綱制定により、以上のことがより明確になるものとする。施行日は令和4年4月1日である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

要綱第2条第3項に、「グループの運営責任者として、事務職員の中から事務長を置く」と規定しているが、府立高校で事務長と事務職員の職階が分かれているように、ここでいう事務長も同様の扱いとなるのか。

(岩水学校教育課長代理)

この要綱で規定する事務長とは、阪南市立小中学校を対象とした要綱で定めたものであり、府立高校の事務職の職階とは別のものなので、給与面等には影響しない。

(教育長職務代理者)

事務長を引き受けた事務職員は業務量が増え、働き方改革に逆行するのではないかと。

(岩水学校教育課長代理)

現在「事務リーダー」となっている事務職員は、事務職員の意見をまとめたり、

他市の状況を調べたりと、確かに業務量は従来より増えている。ただ、事務の共同実施を始めた令和2年度からは、鳥取中学校に事務職員が1人加配され、2人で事務を分担できている。加配がなくなった後も事務長に過度な負担をかけることなく事務が執行できるよう、工夫していきたいと考えている。

(教育長)

この要綱制定については、小中学校長に知らせているのか。

(岩水学校教育課長代理)

鳥取中学校長には知らせている。

(教育長)

事務の共同実施は、事務職員がスムーズに事務を処理するためだけではなく、第1条に規定しているように、事務職員による学校運営に関する支援や学校経営への参画を促進し、教員の業務負担軽減や働き方改革にも寄与するものである。事務職員の業務内容は学校によりばらつきがあるし、教員はその内容を知らない。だが共同実施により事務職員の業務範囲が明確になり、各校の業務の均等化を図ることができる。事務職員と教員双方の働き方改革の有効な手段となるのだから、事務の共同実施事業の意義を、各校長は教員にきちんと知らせておく必要がある。

(辻委員)

昨年9月、市町村教育委員会協議会に参加し、全国の教育委員の方とオンラインでグループ協議をした。テーマの一つである学校における働き方改革で各自治体の状況を説明するのに、私は学校の電話の自動応答装置について報告したのだが、他の自治体の方は、報告事項第5号にあった校務支援システムのことや、学校事務の共同実施について報告されていた。先進的な自治体は子どもたちのタブレット整備とセットで進めており、しかもそれが学校の隅々まで周知され、教員の働き方が変わってきたとのことだった。本市でも同様になることを願う。

(教育長)

働き方改革とは、管理職が教員に早く帰宅するようにと促すことだけではない。具体的な手段を講じることが重要であるということ、全国の自治体が認識しているということだ。統合型校務支援システムの導入や事務の共同実施により教育委員会事務局が働き方改革を進めているということ、まずは校長会等の場でアピールし、各校長から教員へ周知するようにされたい。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第7号「令和3年度第2回阪南市公民館運営審議会会議録について」(中央公民館)

(教育長)

報告事項第7号「令和3年度第2回阪南市公民館運営審議会会議録について」中

中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

令和3年9月29日、尾崎公民館で開催した令和3年度第2回阪南市公民館運営審議会について、報告する。

案件は、(1) 公民館の運営状況について、(2) 阪南市行財政構造改革プラン改訂版について、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

本件について、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。

各課の報告を求める。

<学校教育課>

3月11日 市立中学校 卒業証書授与式

3月16日 市立小学校 卒業証書授与式

3月18日・19日 市立幼稚園 修了式

3月18日 朝日幼稚園 閉園式

3月19日 尾崎幼稚園 閉園式

<公民館>

2月20日 [東鳥取公民館] プレ 阪南市阪社会教育士講座②

2月26日・27日 【中止】[尾崎公民館] 尾崎公民館まつり

<図書館>

2月21日～3月1日

絵本「おいしいのぼうけん」複製原画展

～ひとり読みへのかけはし～

3月 6日 植本祭

※いずれも2月18日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

◆**その他案件②「令和4年度阪南市学校園教育基本方針（案）について」（学校教育課）**

（教育長）

その他案件②「令和4年度阪南市学校園教育基本方針（案）について」学校教育課の説明を求める。

（学校教育課長）

令和4年度用に改訂するにあたり、委員の皆さまからもご意見いただきたく、今回は案をお示しする。いただいたご意見を基に再度検討し、次回教育委員会議で議決していただきたいと考えている。

資料に基づき、説明する。

（教育長）

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

（教育長職務代理者）

日々学校を訪問する中で、若手教員の人権意識を高めるべきだと感じている。また、本市の不登校の子どもの数が多いことや、初任者の離職率が高いことも、対策を講じる必要がある。さらに、個人情報保護・各種ハラスメントの禁止・飲酒運転禁止・子どもへの暴言の禁止は、教員が遵守すべきものであり、職員会議の場などで毎月再確認すべきだと考える。

先日から立て続けに中学生や高校生による殺傷事件が起こっている。動機は明らかではないが、コロナ禍でたまったストレスが噴出している可能性もある。そういったことへの対策を、基本方針へ盛り込むべきではないか。

教職員は、完成した学校園基本方針を把握しておく必要がある。校園長は読んでおくようにと指示するだけでなく、年度当初の職員会議で示し、各校園の実態と照らし合わせつつ周知徹底しなければならない。

以上よろしく願います。

（学校教育課長）

ご指摘いただいた事項については、教育委員会事務局としても強い危機感を抱いており、「人権意識を高め、実践的行動力を育てる」、「子ども理解に基づいた生徒指導を推進する」といった基本方針に盛り込むとともに、校園長会においてポイントを示しつつ説明し、必ず各校園の教職員に伝えるよう、指導する。

（教育長）

奇しくも、教員の人権意識向上の必要性が教育委員、事務局、そして私の共通認識であることが判明した。教員の指導技術の根底にあるのは人権感覚であり、人権意識を涵養することは、教員としての資質向上につながる。大阪府教育委員会が示す指導助言事項には、教職員の服務管理や資質向上についての項目があるが、それを基本方針案では表せていないのではないか。先ほど学校教育課長が挙げた基本方

針の中には表記されているものの、冒頭の基本理念や重点取組にも、教職員の資質、特に人権意識向上について、教育委員会の意思として記載すべきではないか。

重点取組において、海洋教育を明確に位置付けたこと、授業改善・家庭学習・教職員の働き方改革とICTをつなげた表現は評価する。

基本方針Aに「未来に向かう力」や「新しい時代を切り開き、持続可能な社会の創り手となるため」とあるが、これはまさしくSDGsの理念である。本市はSDGsを強く推し進めているのだから、表記にも盛り込んでどうか。また、「学びに向かう力」とは、我々のめざす「生涯学習」である。人間は年齢と共に体力や知力が衰えていくが、学習意欲を持ち続けていれば、心豊かで幸福な人生を送ることができると思う。本市では教育大綱の基本理念に「生涯学習のひと・まちづくり」を掲げていることも踏まえ、学校園教育基本方針の基本理念の「自ら学びに向かい」という部分に、生涯学習の視点を入れ、教育大綱と連動させてはどうか。

学校園教育基本方針は、毎年度改訂して良いものになってきているが、これからいただく教育委員の意見も入れ、もう一工夫お願いしたい。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件③「電子図書館の開始について」(図書館)

(教育長)

その他案件③「電子図書館の開始について」図書館の説明を求める。

(図書館長)

2月5日から開始した電子図書館について報告する。著作権切れの無料コンテンツ約3万タイトルに加え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金600万円を活用して約3,000点の電子図書館を購入し、スタートした。本日でちょうど2週間となるが、貸出点数は331点、利用された方は99人となっている。

実際の貸出画面をスクリーンに投影し、借りる手順について説明する。

(教育長)

電子書籍のリストアップは誰がしたのか。

(図書館長)

購入した約3,000点については、他市の利用状況等も参考にしつつ、市立図書館の司書が選書した。

(教育長)

来年度本市教育委員会では環境教育の副読本を作る予定だが、そういったものも電子書籍として提供できるのか。

(図書館長)

本市に著作権があるものなら、電子書籍化して提供することができる。他市では自治体の広報誌や郷土資料を電子書籍として提供している事例もある。

(教育長)

市民の方にも喜んでいただけたらと思う。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(図書館長)

今年度自治総合センターのコミュニティー助成金を活用して更新した新自動車文庫の運行方針について説明する。

旧車両は大型車両で約5,000冊積載し、図書館から2キロ以上遠方の小学校や地域を巡回場所としていた。開始した当時は学校図書館が整備されておらず、学校図書館専任司書も配置されていなかったため、小学校を中心に巡回してきたが、現在、学校図書館専任司書配置により小学生の読書環境は大きく改善されている。そのため、今回の小型の新車両への買い替えに際し、自力で図書館に来館することが困難な幼児や高齢者をサービス対象とするという運行方針に改めた。軽トラックを改造した車両で500冊積載と、以前の10分の1の冊数となるミニふれあい号は、幼稚園・保育所・認定こども園、高齢者施設やまちなかカフェ・サロン、障がい者施設等を中心に出向いて貸出し、小学校へは定期巡回ではなく臨時巡回で対応する予定である。資料2枚目は地域ステーションの案内だが、さつき台幼稚園と桃の木台幼稚園については、園児だけでなく地域住民の利用も可能ということで掲載している。新たな取組となることから、ミニふれあい号による巡回は4月から6月を試行期間として、より良い時間帯への変更や巡回場所の追加も検討していきたいと考えている。

なお、市立図書館として子どもの読書を応援し、子どもたちに直接サービスする学校図書館をサポートするため、令和4年5月から全小中学校への予約本配送を開始する予定である。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(鎌田委員)

保育所や幼稚園への巡回は、保育時間内に行うのか。保育時間外であれば保護者がいなければ借りるのが難しいと思うが。

(図書館長)

幼稚園や保育所への巡回は園児や職員を対象としており、基本的には保育時間内に行く予定である。園児が選んだ本について、貸出券を持つ園児個人への貸出とするのか、園所への団体貸出にするのかは、各園所の意向を聞いて対応する。

(教育長)

その他、何かないか。

(辻委員)

先日、子どもが「G o o g l e M e e t を利用した授業のライブ配信について」というプリントを学校から持ち帰った。各校で立て続けに臨時休業となる中、実際にそれを行った学校はあるのか。行ったのであればどのような内容だったのか、通信環境はどうだったのか。

(濱野学校教育課長代理)

先日、教育委員会事務局から各学校に対し、児童生徒の学力保障に向けた取組や、学校と家庭のつながりを確保し、安全を確認するための取組を進めるよう、通知した。それを受け、各校ではタブレット端末を活用した学習課題の送受信や学校からの連絡事項の配信といった取組を進めているところである。また、朝の学級活動や健康観察の際に、ビデオ会議アプリを活用してお互いの顔を見て確認するという取組も行っている。

また、本通知では、「可能な範囲でオンライン学習やオンデマンド学習に取り組むこと」としており、濃厚接触者のようにやむを得ず登校できない子どもを対象に、タブレット端末と充電器を家庭に配布した学校もあり、臨時休業の際には、教員のタブレット端末を黒板に向けて固定し、黒板の字や掲示物、授業を行う教員の姿を映してライブ配信した。対象となった子どもの保護者からは、おおむね好意的な感想をいただいたとの報告を受けている。ただ、子どもの健康面を考慮し、授業の全てではなく、一日に2時限から3時限程度の配信としている。

ネット環境の状況について、各校からの報告をICT支援員が取りまとめたところ、同時に30台以上のタブレット端末で動画視聴やビデオ会議アプリの使用をしようとするとう接続状況が悪くなる、という傾向が見えてきた。現在、各校では同時に接続する人数に時間差を設ける、接続する台数を制限する、モバイルWi-Fiルーターを教室に備え付ける、といった工夫を行っている。また、現在、業者にアクセスポイントの接続状況の解析を依頼しているところだが、引き続き、ICT支援員や教育総務課、業者との連携を図りながらこれらの情報を共有し、原因の特定と解消方法について検討していく所存である。

(教育長)

次回の令和4年第3回定例教育委員会は、令和4年3月18日金曜日午後2時00分から阪南市役所第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和4年第2回定例教育委員会を閉会する。

以上